

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月にA所在のB会社（以下「会社」という。）の本社に異動となり、会社内作業場における荷物の積込み作業等に従事していた。
- 2 請求人によると、平成○年○月○日に、段ボールを前屈みで降ろそうとした（以下「本件動作」という。）ときに腰に痛みが走ったことから、翌日、C整形外科を受診し「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、その後、平成○年○月○日にD病院を受診し、「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病の増悪が、業務上の事由によるものであると認められ

るか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の主張の主旨については、平成○年○月に会社の本社へ異動となつてから、請求人は荷物の積み込み作業と長距離通勤を行うこととなり、同年○月○日に本件動作をしたときに腰が痛くなったとするもので、これは、本件動作と長距離通勤によって、請求人の既往症である本件疾病が著しく増悪したと主張しているものとみるのが相当である。
- (2) 腰痛の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) そこで、上記(1)の請求人の主張について、認定基準に基づき検討すると、本件動作によって本件疾病が著しく増悪したという主張については、決定書理由に説示するとおり、災害性の原因による腰痛及び災害性の原因によらない腰痛のいずれの認定基準にも該当せず、また、E医師は、(本件動作が)既往症を著しく増悪させたと考える旨述べるものの、F医師は、平成○年、平成○年及び平成○年撮影の各X線画像から変性はほとんど進行していない旨、及び平成○年撮影のMRI画像から椎間板の変性・軽度の膨隆を認めるが硬膜管、神経根の圧迫はない旨述べており、当審査会としては、F医師の画像所見及び意見は明確であり、妥当なものであると考えられることから、本件動作が原因となつて本件疾病が著しく増悪したものと認めることはできない。
- (4) また、請求人は、長距離通勤によって本件疾病が著しく増悪したとするが、決定書理由に説示するとおり、通勤は業務ではなく、また、主張を裏付ける医学的所見も認められないことから、請求人の主張を採用することはできない。
- (5) このほか、請求人は、平成○年に業務上腰痛を発症したと主張するが、その事実を客観的に裏付けるものは認められず、その余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。